

(お知らせ)

令和元年10月25日
京都市保健福祉局
〔担当：医療衛生推進室医療衛生センター〕
〔電話：075-585-5653〕

旅館業法第7条の2第3項に基づく無許可営業施設に対する営業停止命令について

この度、旅館業法第3条第1項に基づく許可を受けず、また、住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出をせずに、宿泊料を受けて、反復継続して宿泊サービスを提供していた無許可営業施設について、下記のとおり旅館業法第7条の2第3項の規定により、旅館業の停止を命じました。

つきましては、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第23条の規定により、当該処分について公表します。

本市では、引き続き、無許可営業施設の根絶に向けて、京都府警察との連携も図りながら、必要な対策を講じてまいります。

記

1 命令を受けた者の名称及び所在地

- (1) 名 称 有限会社一休 代表取締役 河原林比路美
- (2) 所 在 地 京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町72番地

2 命令対象施設（無許可営業施設）

- (1) 名 称 嵯峨一休
- (2) 所 在 地 京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町72番地3ほか

3 命令の日及びその内容

- (1) 命 令 日 令和元年10月25日
- (2) 命令内容 上記無許可営業施設における旅館業の停止